



山形県公報

平成24年10月12日（金）
第2385号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………（農政企画課） ……1198

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課） …… 同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（ 同 ） …… 同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（庄内総合支庁地域保健福祉課） ……1199
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ） …… 同
- 昭和54年12月県告示第2134号（沿岸漁業改善資金の借受資格者）の一部改正……………（農政企画課） …… 同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………（最上総合支庁農村計画課） …… 同
- 民有保安林指定の解除の予定……………（森 林 課） …… 同
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………（ 同 ） ……1200
- 公共測量の実施の通知……………（用 地 課） …… 同
- 同……………（ 同 ） …… 同
- 土地立入の許可……………（村山総合支庁用地課） ……1201
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課） …… 同
- 同……………（ 同 ） …… 同
- 道路の位置の指定……………（置賜総合支庁建築課） ……1202
- 同……………（ 同 ） …… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立…………… 同
- 政治団体の届出事項の異動…………… 同
- 政治団体の解散……………1203
- 資金管理団体の指定の取消…………… 同

### 病院事業局関係

#### 規 程

○山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程…………… 同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………（管 財 課） ……1204
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（最上総合支庁地域振興課） ……1205
- 同……………（ 同 ） …… 同
- 同……………（置賜総合支庁地域振興課） …… 同
- 同……………（ 同 ） ……1206
- 同……………（庄内総合支庁総務課） …… 同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（建築住宅課） ……1207

○同 ..... (会 計 局) … 同  
 ○同 ..... ( 同 ) … 同

## 規 則

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第47号

#### 山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年12月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

第2条第1項の表(1)操船作業省力化機器等設置資金の項償還期間等の欄、(2)漁ろう作業省力化機器等設置資金の項償還期間等の欄、(3)補機関等駆動機器等設置資金の項償還期間等の欄、(4)燃料油消費節減機器等設置資金の項償還期間等の欄、(5)新養殖技術導入資金の項償還期間等の欄、(12)資源管理型漁業推進資金の項償還期間等の欄及び(13)環境対応型養殖業推進資金の項償還期間等の欄並びに第6条第1項中「第13条」を「第14条」に改める。

第7条第1項及び第10条第1項中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第971号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称         | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|---------------------------|---------------------|------------|
| 株 式 会 社 コ ス モ ス 薬 局 西 田 店 | 山形市西田二丁目8番6号        | 平成24. 8. 1 |
| ら ・ ふ ら ん す 調 剤 薬 局       | 山形市飯塚町中道北448番地3     | 同 8. 5     |
| 中 野 調 剤 薬 局               | 山形市大字中野4105番地       | 同 9.25     |

### 山形県告示第972号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称  | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日      |
|------------|-----------------|------------|
| ら・ふらんす調剤薬局 | 山形市飯塚町中道北448番地3 | 平成24. 8. 4 |

**山形県告示第973号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地             | サービスの種類  | 廃止年月日      |
|--------------------|-------------------------|----------|------------|
| 医療法人社団みつわ会         | 茅原クリニック<br>鶴岡市茅原町26番23号 | 短期入所療養介護 | 平成24. 7. 8 |

**山形県告示第974号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地             | サービスの種類      | 廃止年月日      |
|----------------------|-------------------------|--------------|------------|
| 医療法人社団みつわ会           | 茅原クリニック<br>鶴岡市茅原町26番23号 | 介護予防短期入所療養介護 | 平成24. 7. 8 |

**山形県告示第975号**

昭和54年12月県告示第2134号（沿岸漁業改善資金の借受資格者）の一部を次のように改正する。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項の表(1)操船作業省力化機器等設置資金の項借受資格者の欄中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

**山形県告示第976号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名         | 地区名    | 工事完了年月日    |
|-------------|--------|------------|
| 経営体育成基盤整備事業 | 鮭川左岸地区 | 平成24年8月27日 |

**山形県告示第977号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字岩倉字下鳥屋892の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 保安林解除の理由  
林道用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第978号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字岩倉字下鳥屋892の1（次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養  
(3) 保安林解除の理由  
林道用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字岩倉字下鳥屋892の1（次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備  
(3) 保安林解除の理由  
林道用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第979号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、天童市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
天童市全域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年9月7日から同年12月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（水準測量）

#### 山形県告示第980号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、砂防事業者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡白鷹町大字佐野原地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年9月25日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量）

**山形県告示第981号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定により、次のとおり土地の立入りを許可した。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 起業者の名称

東北電力株式会社

## 2 事業の種類

275kV南山形新幹線新設工事

## 3 立ち入ることができる土地の区域及び期間

## (1) 区域

上山市大字中山字萩ノ倉、字矢ノ沢壺、字矢ノ沢式、字坊沢山、字入影丸式、字物見山、字駒子沢山壺、字駒子沢式、字本沢、字所沢山、字南沢、字大谷地式、字大谷地参、字大谷地四、字大谷地五、字夫女石、字片倉山壺、字片倉山式、字平田山、字小飽原山、字飽原五、字飽原六、字飽原七、字飽原八、字飽原九、字片倉壺、字小田、字西海枝平壺、字首塚、字境四、字種漬場山式及び字長峰、同市大字藤吾字柳沢及び字相峯柳沢西沢東沢、同市大字川口字忠川、字栃屋、字物見山、字駒越山及び字駒越、同市大字小白府字千丁金、字立石、字棚林、字谷地、字向山、字二枚田、字南田、字沢尻、字前田、字瀬ノ木平、字小屋ヶ入、字柳立、字中ノ森及びケンケ森

山形市大字門伝字大平及び字椿山

東村山郡山辺町大字畑谷字虚空蔵、字西黒森、字向坂、字タゲ、字上郷、字摂待及び字ハラ田石、同郡同町大字北作字上芦沢、字若林、字檜実沢、字大曾根、字丸森、字宮ノ沢及び若林

## (2) 期間

平成24年10月22日から平成25年12月27日まで

**山形県告示第982号**

次の開発行為は、完了した。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 許可番号

平成24年6月28日 指令村総建第5008号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

寒河江市大字寒河江字鶴田35番1、35番3、35番4、35番5、35番6、36番

## 3 開発許可を受けた者の住所及び名称

寒河江市本町一丁目9番17号

チェリー不動産株式会社

**山形県告示第983号**

次の開発行為は、完了した。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 許可番号

平成24年8月24日 指令村総建第5016号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

東根市小林一丁目5871番1、5869番、5868番

## 3 開発許可を受けた者の住所及び名称

福島県会津若松市インター西98番地

ゼネラルフィットネス株式会社

**山形県告示第984号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第312号
- 2 指定の場所 南陽市若狭郷屋字駅西858番1の一部
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル、延長65.00メートル
- 4 指定年月日 平成24年9月28日

**山形県告示第985号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第315号
- 2 指定の場所 南陽市宮内字桜田552番1、552番2、552番3、552番4
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル、延長99.83メートル
- 4 指定年月日 平成24年9月28日

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第47号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成24年10月12日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日           |
|------------|---------|----------|----------------|-----------------|
| 山形県歯科衛生士連盟 | 末 廣 かなえ | 佐 藤 みどり  | 山形市十日町二丁目4番35号 | 平成<br>24. 8. 17 |

**山形県選挙管理委員会告示第48号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成24年10月12日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称     | 異動事項       | 内 容                   |                 | 届出年月日           |
|-------------|------------|-----------------------|-----------------|-----------------|
|             |            | 新                     | 旧               |                 |
| もりた信明を支援する会 | 主たる事務所の所在地 | 西置賜郡小国町大字あけぼの二丁目7番12号 | 西置賜郡小国町大字栄町90番地 | 平成<br>24. 9. 11 |

**山形県選挙管理委員会告示第49号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成24年10月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称           | 代表者の氏名  | 解散年月日       |
|-------------------|---------|-------------|
| 自由民主党山形県歯科技工士連盟支部 | 阿 部 和 夫 | 平成24. 5. 31 |
| 民主党山形県参議院選挙区第1総支部 | 舟 山 康 江 | 平成24. 8. 31 |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名  | 解散年月日       |
|------------|---------|-------------|
| 藤原民夫後援会    | 今 泉 侃 惇 | 平成23. 9. 30 |
| 南部と地域開発促進会 | 土 屋 健 吾 | 平成24. 3. 10 |
| 佐藤ひとし後援会   | 水 戸 庄 吉 | 平成24. 8. 31 |

**山形県選挙管理委員会告示第50号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成24年10月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称  | 主たる事務所の所在地  | 代表者の氏名  | 指定取消年月日     |
|------------------------|---------|------------|-------------|---------|-------------|
| 土 屋 健 吾                | 山形県議会議員 | 南部と地域開発促進会 | 天童市大字長岡45番地 | 土 屋 健 吾 | 平成24. 3. 10 |

**病院事業局関係****規 程****山形県病院事業管理規程第12号**

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年10月12日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

**山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の表山形県立中央病院の項中「神経内科」を「神経内科、消化器内科」に改める。

**附 則**



この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                    | 日 時                       | 入 札 に 付 す る 物 件                    | 予 定 価 格     |
|----------------------------------------|---------------------------|------------------------------------|-------------|
| 米沢市金池七丁目1番50号<br>置賜総合支庁本庁舎2階<br>201会議室 | 平成24年11月15日（木）<br>午前11時   | 米沢市城西三丁目5260番2<br>宅地 904.46平方メートル  | 14,110,000円 |
|                                        | 平成24年11月15日（木）<br>午後1時30分 | 米沢市松が岬二丁目5074番2<br>宅地 444.96平方メートル | 7,110,000円  |

### 2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
  - 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

### 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

### 4 入札保証金及び契約保証金

- 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

### 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 6 その他

- 説明会の場所及び日時

| 入 札 に 付 す る 物 件                    | 場 所                                | 日 時                     |
|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| 米沢市城西三丁目5260番2<br>宅地 904.46平方メートル  | 米沢市金池七丁目1番50号<br>置賜総合支庁本庁舎2階201会議室 | 平成24年10月30日（火）<br>午前11時 |
| 米沢市松が岬二丁目5074番2<br>宅地 444.96平方メートル |                                    |                         |

- 郵便による入札は、認めない。



- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年10月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人すぎのこハウス
  - (2) 代表者の氏名  
山科 香代子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
新庄市十日町1400-4
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害を持つ利用者に対して障害福祉サービスを行うことにより、仲間と共に活動する喜びを見出し、個性を尊重しながら、お互いに助け合い、日常生活の自立、集団生活に適応できる能力、作業能力を伸ばしていく。また、地域の人々や健常者との交流を積極的に図りながら障害者への理解を深め、共に生きる社会の実現を目指すことに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年10月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人アルカディアもがみ
  - (2) 代表者の氏名  
井上 洋子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
最上郡最上町大字向町646番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、住民参加と助け合いの精神に基づいて、手助けを必要とする人に、手助けできる人が福祉サービスを提供する事業を行い、豊かで住みよい生きがいのある地域社会を構築し、福祉の進展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年9月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称  
特定非営利活動法人さわやかネットワーク協会

(2) 代表者の氏名  
前林 一介

(3) 主たる事務所の所在地  
米沢市万世町牛森4256番地

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、日本国及び海外との友好親善をはかり、相互理解と親睦を深め、郷土歴史・文化の研究及びイベントの開催・子供達への教育・健全育成に寄与するとともにゴミから自然を守る環境保護・緑化促進を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年10月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人玉庭いこいの里
  - (2) 代表者の氏名  
伊藤 健一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東置賜郡川西町大字玉庭向原1-8番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、地域が抱える過疎、豪雪、少子化、高齢化等に関する支援事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年9月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人花の会
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 喜彦
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市若葉町15番5号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、すべての障害者及び、虐待、いじめ等により助けを必要としている人々に対して、その才能を伸ばし、生活の質の向上と自立を図り、健康増進や社会参加、安全な避難場所の提供などの支援を行うことに関する事業を行い、福祉の充実に寄与し、人々が幸せに生活できる、町づくりの推進を目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
平成24年度山形県既存建築物データベース作成業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県県土整備部建築住宅課建築行政担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2651
- 3 落札者を決定した日 平成24年9月5日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社アスコ東北支店 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目6番30号
- 5 落札金額 116,655,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年7月27日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県財務会計システム基盤導入及び基盤運用管理等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課決算・システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3070
- 3 落札者を決定した日 平成24年9月5日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 落札金額 141,088,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年7月27日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県財務会計システムに係るソフトウェア調達及び保守管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課決算・システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3070
- 3 落札者を決定した日 平成24年9月5日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 落札金額 146,233,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年7月27日

平成24年10月12日印刷  
平成24年10月12日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056